

(案)

第4期 益田市地域福祉活動計画

令和5年度～令和9年度

「みんなで支えあい、助けあう福祉のまちづくり」

令和 年 月

益田市社会福祉協議会

「住民主体の福祉のまちづくり」を目指して



この度、策定しました第4期「益田市地域福祉活動計画」は、令和5年度から令和9年度までの5年間の地域福祉推進施策を具体化する計画として、第1期から第3期益田市地域福祉活動計画（平成21年度～令和4年度）の実践を踏まえて策定したものです。

第1期から第3期の計画では、市民や地域、行政、社会福祉協議会が協働して地域福祉の推進に向け取り組んできました。しかし、少子高齢化は加速的に進み、経済情勢は令和2年から続く新型コロナウイルスの影響や、令和4年2月に起きたロシアのウクライナへの侵攻に伴い世界的に悪化しており、生活困窮者はますます増加し、年代を問わず社会とのつながりを失った人の孤立化、弱者に対する虐待など問題が複雑化、多様化、深刻化しています。

こうした社会情勢の中において、東日本大震災を代表とする大規模な自然災害も頻発しており、未曾有の被害をもたらすことも珍しくなくなり、多くの尊い生命・財産が奪われています。大規模な災害では、最前線で災害対応を実施すべき行政も甚大な被害を受け、本来の行政機能に支障が生じ、結果として、支援を公的機関のみで担うことの限界が明らかになりました。このような状況を受けて国は、「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法を改正しました。

改正社会福祉法では、第4条に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重しながら参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」と規定され、地域での支え合いによる地域福祉の充実が一層求められています。このため、高齢者施策における地域包括ケアシステムの構築や生活支援体制整備事業の実施、支援のネットワーク化や包括化、生活困窮者に対する生活困窮者自立支援制度の創設など体制が整いつつあります。

本市においても、「地域共生社会」の実現のため、従来から実施している福祉施策を充実させるとともに、こうした社会情勢の動きを捉えていく必要があります。そのうえで地域の住民の方々が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「住民主体の福祉のまちづくり」を目指し、「第4期益田市地域福祉活動計画」を策定し、推進するものです。

「第4期益田市地域福祉活動計画」においても、基本理念に「みんなで支えあい、助けあう福祉のまちづくり」を掲げ、「助けてよし、助けられてよし、そして共によし」を地域福祉推進のキャッチフレーズとして、安心して豊かに暮らせるまちづくりを推進して参りますので、更なるご理解とご支援をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり多大なるご尽力を賜りました第4期地域福祉活動計画策定委員会の斎藤義則委員長をはじめ、各委員の皆様、またご協力賜りました関係各位に対しまして心から御礼を申し上げます。

令和 年 月

社会福祉法人 益田市社会福祉協議会
会長 末 成 弘 明

目 次

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

| | |
|--------------------------------|---|
| 【1】地域福祉活動計画策定の背景と必要性 | 4 |
| 【2】地域福祉活動計画策定の目的・趣旨 | 4 |
| 【3】社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定する意義 | 6 |
| 【4】地域福祉活動計画の期間 | 6 |
| 【5】益田市地域福祉活動計画と益田市地域福祉計画の関係 | 6 |
| 【6】地域福祉推進の圏域設定 | 7 |
| 〈 益田市における圏域の繋がりによる支え合い活動の推進図 〉 | 8 |

第2章 第3期計画の検証

| | |
|------------------------|----|
| 第3期 益田市地域福祉活動計画 総括 | 9 |
| 基本目標Ⅰ 地域福祉の担い手づくり | 10 |
| 基本目標Ⅱ 地域福祉のネットワークづくり | 11 |
| 基本目標Ⅲ 多様なサービス提供の仕組みづくり | 12 |
| 基本目標Ⅳ 暮らしを支える環境づくり | 14 |
| 重点課題 | |
| （1）地域福祉推進体制の再編 | 15 |
| （2）交通及び買い物等手段の確保 | 15 |

第3章 第4期計画の基本的な考え方

| | |
|-----------------|----|
| 【1】基本理念 | 16 |
| 【2】基本目標 | 17 |
| 【3】重点取組 | 18 |
| 【4】地域福祉活動計画 体系図 | 19 |

第4章 事業の実践計画

| | |
|------------------------------|----|
| 【基本目標Ⅰ】 支え合えるひとづくり | 22 |
| 基本施策：1.福祉教育の推進 | |
| 基本施策：2.地域を担う人材の育成と確保 | |
| 【基本目標Ⅱ】 支え合える地域づくり | 25 |
| 基本施策：1.地域コミュニティの形成 | |
| 基本施策：2.事業者の福祉活動推進 | |
| 【基本目標Ⅲ】 より良い生活のための福祉サービスの充実 | 28 |
| 基本施策：1.子育て支援の充実 | |
| 基本施策：2.障がいのある人が安心して暮らせる社会の実現 | |
| 基本施策：3.高齢者が安心して暮らせる社会の実現 | |
| 基本施策：4.健康づくりと介護予防の推進 | |
| 基本施策：5.生活に困窮している人への生活支援の充実 | |
| 基本施策：6.自死に追い込まれることのない社会の実現 | |
| 基本施策：7.成年後見の取り組みの充実 | |
| 【基本目標Ⅳ】 安心して住み続けられる環境づくり | 33 |
| 基本施策：1.安全・安心な防災・防犯の体制づくり | |
| 基本施策：2.移動手段の確保 | |
| 基本施策：3.再犯防止施策の充実 | |
| 【基本目標Ⅴ】 分野を横断した包括的な支援体制づくり | 35 |
| 基本施策：1.相談を包括的に受け止める仕組みづくり | |

第5章 計画の推進と進捗管理

| | |
|------------------|----|
| 【1】 計画推進のための取り組み | 37 |
| 【2】 計画の進捗管理 | 37 |
| 【3】 行政との連携 | 37 |

第6章 各地区の活動紹介

【東部圏域】

| | |
|--------|----|
| ・安田地区 | 39 |
| ・鎌手地区 | 41 |
| ・種地区 | 43 |
| ・北仙道地区 | 45 |

【中部圏域】

| | |
|-------|----|
| ・益田地区 | 47 |
| ・吉田地区 | 49 |
| ・豊川地区 | 51 |
| ・真砂地区 | 53 |

【西部圏域】

| | |
|--------|----|
| ・高津地区 | 55 |
| ・西益田地区 | 57 |
| ・二条地区 | 59 |
| ・美濃地区 | 61 |
| ・小野地区 | 63 |
| ・中西地区 | 65 |

【美都圏域】

| | |
|--------|----|
| ・東仙道地区 | 67 |
| ・都茂地区 | 69 |
| ・二川地区 | 71 |

【匹見圏域】

| | |
|--------|----|
| ・匹見上地区 | 73 |
| ・匹見下地区 | 75 |
| ・道川地区 | 77 |

資料編

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 益田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 | 81 |
| 2. 益田市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱 | 83 |
| 3. 計画の策定経過 | 85 |
| 4. 策定委員名簿 | 87 |

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

【1】地域福祉活動計画策定の背景と必要性

平成12年6月に制定された社会福祉法で、地域福祉の推進が法の基本理念に明確に位置づけられ、さらに社会福祉協議会は、この地域福祉の推進を担う民間レベルの中核的組織に位置づけられました。

益田市社会福祉協議会においても、今後より一層住民参加・住民主体を基本とし、関係行政機関、社会福祉事業関係者との連携と協働のもとに、組織的・計画的に地域福祉を推進していくための地域福祉促進計画である益田市地域福祉活動計画の策定が求められます。

【2】地域福祉活動計画策定の目的・趣旨

《目的》

「地域福祉」は、一人ひとりが尊厳をもって、幸せに暮らせるように人権尊重を基本に、地域で暮らすすべての人が進めていくまちづくりの取組です。

社会環境が変化する中で、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、だれもが安心して自立した日常生活を送ることができる環境づくりを目指します。

《趣旨》

地域の住民全ての人々が幸福で安定した生活が出来るようにするため、個人や家族だけでは解決できない生活上の問題や課題を解決していくことが社会福祉の目的であります。そのため、行政や地域、そして私たち自身が行ういろいろな取組みや、暮らしを支えるための政策・制度等の幅広い範囲を社会福祉と呼んでいます。

社会福祉に係る事情は、社会福祉事業法から社会福祉法への移行により、福祉施策が行政主導から「地域協働」を重視する傾向に変化し、介護保険制度の改正では介護予防が重要視されるようになりました。これらのことから、社会では「地域福祉」が重要になっています。

地域福祉の推進とは、大まかに言えば「私たちが日々快適に安心して暮らして行くために、その地域で抱えている課題や問題を解決していく」ことです。具体的には、「近所に1人暮らしの高齢者がいるけど、顔も見なくなり心配だ」「一人親の家庭が大変そうだ」という個人的な問題・課題に対しても、住民の方々が寄り添い、自分にできる活動をしていくことが、地域福祉の推進といえます。

以前は、地域には親密な近所づきあいや「お互いさま」の気遣いがあり、ちょっとした頼みごとや困りごとの相談が、気軽にできるつながりや集いの場がありました。しかし近年、社会構造の急激な変化や、都市化の進展、少子高齢化への移行等を背景に、地域や家族でお互いに助け合う相互扶助の機能が低下してきています。一方、自殺や虐待、ホームレス、家庭内暴力等々、生活の大きな課題でありながら、従来の福祉行政が分野別に対応

するだけでは支えきれない課題も出てきています。

このような状況のなかで、暮らしの基盤となる家庭をとりまく地域が暮らしのなかで生じる様々な困りごとや頼みごとを受けとめ、解決へとつないでいける仕組みや取組みが必要となっています。

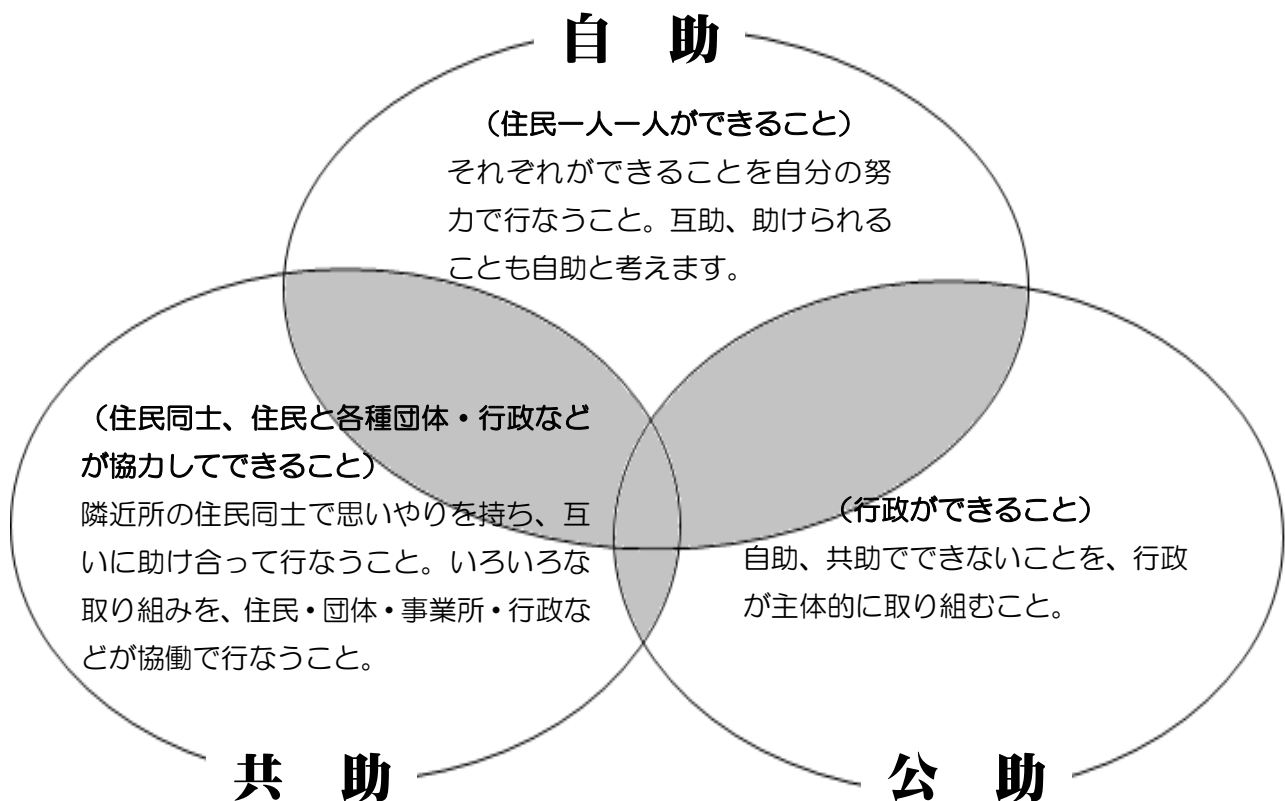
これまでの福祉には、「行政がするもの」というイメージがありました。行政は住民が個人ではできないことの費用を共同で負担し対応を任せるしくみですが、新たな課題の対応を次々と任せた結果、肥大化し共同で負担することが困難になってきました。住民や地域が自らの課題を自分たちで解決する機会や主体性を弱めるという問題も大きくなってきています。

また、行政は「全体の奉仕者」で、公平性を原則としますので、住民一人ひとりの生活にきめ細かく対応することができないことがあります。根強くある「福祉は行政がするもの」というイメージを変えていかなければ「地域福祉」を進めていくことはできません。

地域福祉の推進は、自らの生活を自らの責任で営む「自助」を基本とし、行政による公的サービス「公助」と、それぞれの地域において地域住民が手を携えながら、思いやりを持ってともに支え合い・担い合う活動である「共助」と一体となった取組みに重点をおいて実践します。

※この計画書において、基本となる助け合いの形

「自助」「共助」「公助」は次のような意味となります



【3】社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定する意義

地域福祉活動計画は、地域住民や民間団体の自主的・自発的な活動内容を主な柱としますが、この計画策定にあたっては、地域福祉の推進における民間レベルの中核組織である社会福祉協議会が策定することに意義があります。その理由として、社会福祉協議会は、「地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡、調整及び事業の企画・実施等を行う公共性と自主性を有する民間組織である」と、新・社会福祉協議会基本要項（社会福祉法人全国社会福祉協議会：平成4年策定）で性格づけているように、まさに、地域住民や福祉関係者が結集した組織であるからであります。さらに付け加えれば、社会福祉協議会は社会福祉法において「社会福祉を目的とする事業の連絡・調整」を行う唯一の社会福祉法人として規定されるとともに、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」を行うこととされており、社会福祉協議会の活動領域と地域福祉活動計画の内容が一致することもその理由としてあげられます。

【4】地域福祉活動計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5ヶ年間の計画とし、検討・協議等を行いながら推進していきます。

【5】益田市地域福祉活動計画と益田市地域福祉計画の関係

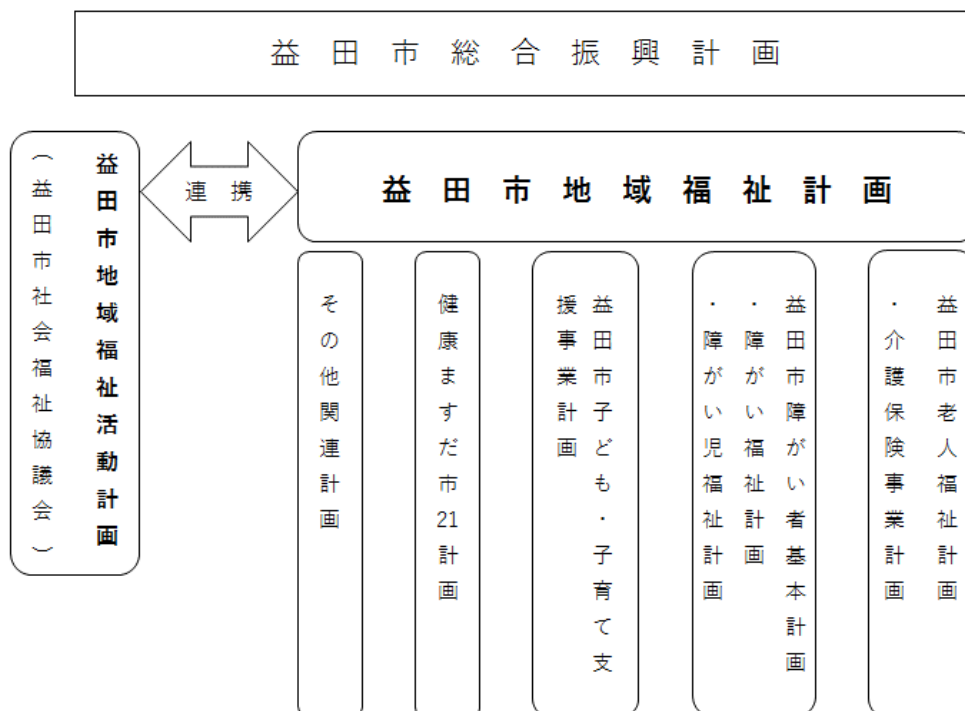
益田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、住民や各種団体の自主的・主体的な福祉活動の活性化による支え合いのある地域づくりの推進、生活に困窮している方等への生活支援等福祉的援助について、具体的な活動をどのように展開していくかを示した社協の行動計画であり民間計画です。

益田市が策定する「地域福祉計画」は、その地域福祉を推進するための目標や具体的な課題解決に向けた取り組みなどを計画的に整備していくことを内容とするものであり、これからの本市における福祉のまちづくりの方向性を示すものです。

この2つの計画は、連携・協働の関係にあり、それぞれ役割を明確にしたうえで、相互に補完し合いながら計画を一体的に推進し、地域福祉向上を目指すものであり、住民主体の取り組みを推進するものです。

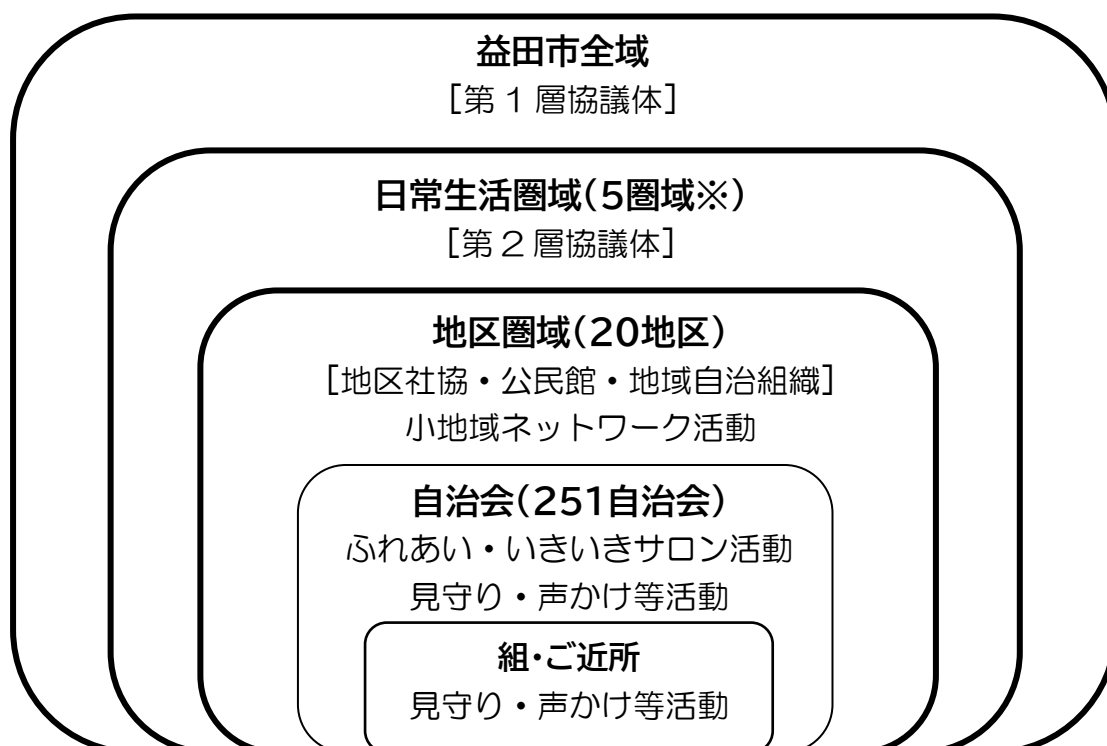
益田市社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域社会でお互いに支えあう仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、益田市が策定する「地域福祉計画」と連携して策定しています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係図



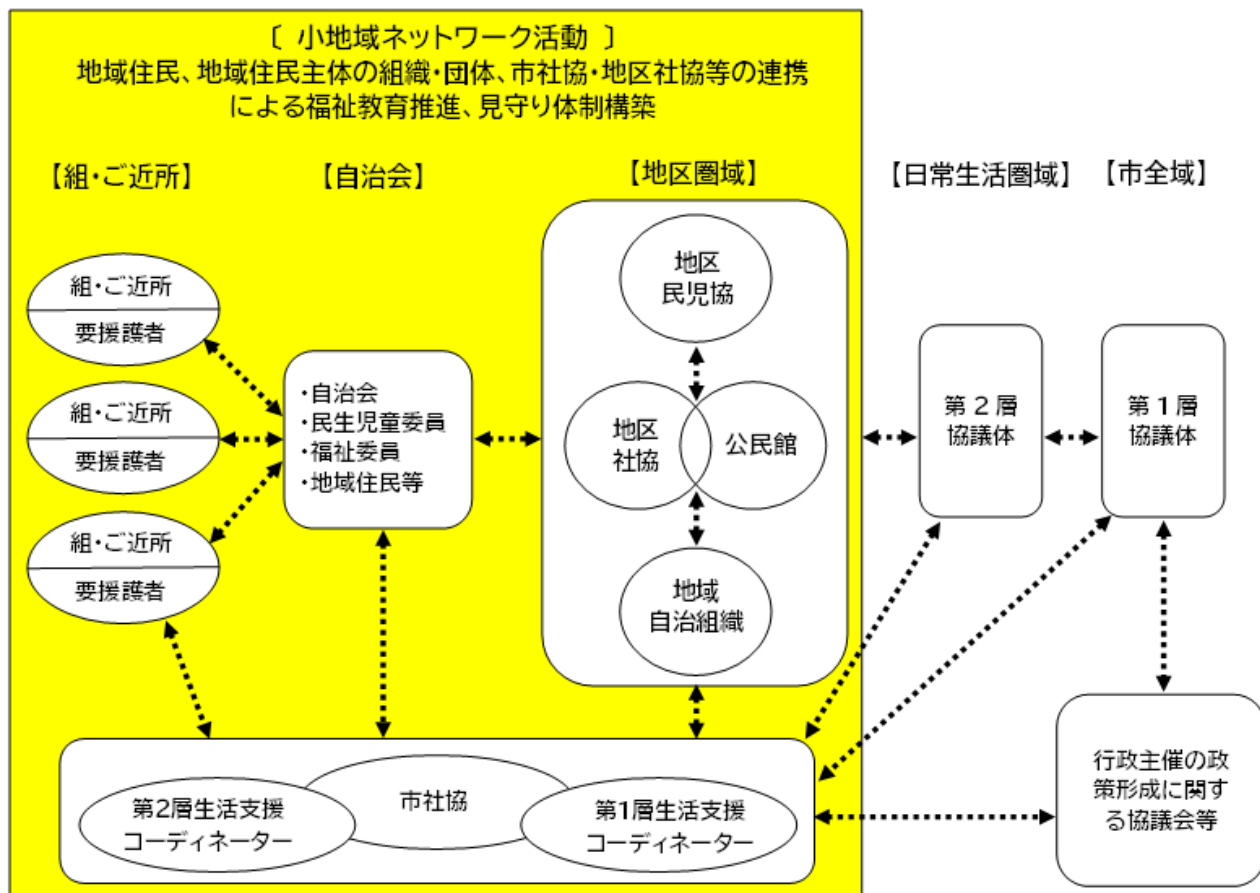
【6】地域福祉推進の圏域設定

地域は複数の圏域により重層的に出来ており、圏域ごとに様々な取り組みがされています。この重層性を地域福祉推進における圏域設定とし、社協と市が共通認識、役割分担・連携して、各圏域の活動の支援・推進、また圏域間の連携を図ります。



※日常生活圏域：第8期益田市介護保険事業計画において、5圏域の日常生活圏域が設定され、日常生活圏域毎に地域包括支援センターの設置、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターが配置されています。

< 益田市における圏域の繋がりによる支え合い活動の推進図 >



第2章 第3期計画の検証

第3期 益田市地域福祉活動計画 総括

第3期益田市地域福祉活動計画は基本理念「みんなで支え合い、助け合う福祉のまちづくり」に基づき、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく社会「地域共生社会」の実現に向け、「助けてよし、助けられてよし、そして共によし」のキャッチフレーズのもと、社協の持つ社会福祉の総合力とネットワークを活かし計画を推進してきました。令和2年以降、新型コロナウイルス感染拡大により、多くの取り組みが縮小・中止や延期を余儀なくされ、それは現在も続いています。計画を継続できたことは一つの成果と考えます。

総括の内容は計画が多角的、かつ多種多様に渡っていることから3つの事項に焦点を絞っています。また、第3期計画は平成30年度～令和4年度の5ヶ年計画ですが、第4期益田市地域福祉活動計画策定に反映させるため平成30年度～令和3年度の4ヶ年の取り組みを対象としています。

1点目は、福祉教育についてです。第3期計画では主に基本目標Ⅰ「地域福祉の担い手づくり」に位置付けられています。学校や地域等において各種研修会、講座を開催し多くの参加があり一定程度の成果はありました。しかし、高齢化、人口減少による過疎化等により福祉活動の担い手不足の地域が中山間地、人口密集地いずれにおいても多くあり、後継者不足により活動が困難な状況になるボランティアグループ、住民福祉団体も増えています。地域福祉は福祉教育に始まり福祉教育に終わると言われますが、地域福祉推進に福祉教育は必須であり大変重要なものです。福祉教育で学習し知ることが、地域の福祉課題の気づきを促し、それが住民の自主的・主体的な活動、地域福祉の担い手づくりに繋がっていきます。第4期計画においても継続する必要があります。

2点目は、地域における福祉のネットワークづくりです。主に基本目標Ⅱ「地域福祉のネットワークづくり」に位置付けられています。地区社協、公民館、地域自治組織等地域の活動推進団体との連携・活動支援、及びいきいき・ふれあいサロンや子育てサロン、ボランティアグループ等福祉団体の活動支援、生活支援体制整備事業等様々な取り組みにより、支え合いのある地域づくり、住民主体の地域福祉活動を推進してきました。一方で、地域における住民の福祉活動、福祉推進関係者のネットワークづくりについては、第3期計画では十分な構築には至っておらず、今後も取り組みが必要です。ネットワークづくりには身近な圏域での支え合いづくりと民生委員・児童委員、自治会、福祉委員、地区社協、公民館、地域自治組織等の地域における福祉推進関係者の合意形成・連携が必要です。この取り組みが、市社協が地区社協と連携し推進している小地域ネットワーク活動なのですが、福祉委員活動の活性化や拠点となる地区社協の事務局体制が十分でないことが課題となっています。この状況に対して、地区圏域という地域住民の地域での生活を形作るエリアに重点を置いた地域福祉推進体制構築・ネットワークづくりの推進が必要です。

3点目は、生活に困りごとを抱えている人への相談・支援、いわゆる個別支援についてです。主に基本目標Ⅲに位置付けられています。第3期計画では、個別支援としてふれあい福祉相談、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付、法人後見事業等多様な事業を実施しており、それらを内容とするあんしん生活支援センターを設け、様々な困りごとを抱えている人への相談支援を行ってきました。年々相談件数は増加しており、中でも令和2年に発生した新型コロナウイルス感染拡大によりこの益田市でも失業等で多くの世帯が生活困難に陥りましたが、福祉資金貸付、フードバンク等により生活支援を行ったことは成果として挙げられます。権利擁護の取り組みについては日常生活自立支援事業の利用者が増加していますが、1件当たりの支援時間も増加傾向にあり、生活支援員の増員が必要となっています。また、市民後見人登録者の活動しやすくするためのマニュアルの見直し等権利擁護推進体制の充実が必要です。

〔 基本目標ごとの成果・課題 〕

基本目標Ⅰ 地域福祉の担い手づくり

学校・地域住民を対象に各種研修会、福祉出前講座等の開催、実習生の受入等により地域福祉の担い手づくりに取り組み、多くの参加をいただくと共に、活動への助成、情報提供等活動の支援を行いました。

【成 果】

- 学校での福祉教育の推進では中高校生を対象としたサマーボランティアスクールを平成30年度、令和元年度に開催し毎回180名前後が参加、福祉出前講座では4年間で小中高校延べ60校の申し込みがありました。また、社会福祉士資格取得スクーリング実習生等の受入を延べ31名、美都・匹見では小中学生、学生ボランティア福祉体験学習の場として福祉施設を提供しました。
- 地域での福祉教育の推進、市民活動の人材育成・支援として益田市社会福祉大会、福祉公開講座、市民後見人啓発講演会等の大会・講座を開催し多くの参加をいただき福祉意識の醸成を図ることができました。また活動への助成、ボランティア保険加入等により活動を支援しました。
- 社協の活動や、地域の取り組み、住民の福祉活動・地域活動を主に広報担当者や生活支援コーディネーター等が現地を訪問し、収集した情報を、社協の広報誌「はぁ～てい」やホームページ等を活用して発信しました。また、令和3年度から新たに「ひきみ ふくし だより」（匹見支所）を発行し、匹見地域住民への福祉情報提供の充実を図りました。

○地域福祉活動助成金は自己負担割合を 1/3 から 1/4 に変更することで、申請団体の負担軽減を4年間で延べ33団体 4,844,233 円の助成を行いました。ボランティア活動保険加入は延べ7,052人となっています。

○共同募金委員会の助成を受け「福祉教育推進事業」、「友愛メール（美都支所）」、「安心♡お買い物宅配サービス『匹見らくらく便』（匹見支所）」等の事業を実施しました。

【課題】

○コロナ禍により、事業の中止や延期等がここ3年程続いており、長く事業が行われないことによる認知度の低下が懸念されます。コロナ禍の中でも工夫しての開催、社協だよりやホームページを使った広報の強化や情報共有、関係機関との連携等を通して働きかけていきます。

○各種研修会、講座の開催を継続してきて多数の参加があり一定程度の成果は出ていますが、一方でメンバーの高齢化で活動を休止するボランティアグループが生じています。それは若年層のボランティアが少ないということでもあります。福祉活動に関心を持ってもらう人を増やすために学校・地域での福祉教育の更なる充実、研修会・講座の内容や情報提供方法について工夫が必要です。

基本目標Ⅱ 地域福祉のネットワークづくり

地区社協との連携、生活支援コーディネーターによる地域づくりの推進、サロン活動の支援等により住民主体による地域福祉活動を支援しました。

【成果】

○地区における地域福祉活動推進を担う地区社協との連携推進として、小地域福祉ネットワーク活動助成金等による活動資金援助・福祉委員活動支援や地区社協会長・事務局長会議を開催しての連携を推進しました。

○身近な圏域での支え合いづくりを目的に支え合いマップづくりの普及を行い、16ヶ所の自治会等によるマップづくりの取り組みがありました。

○令和2年度から受託した生活支援体制整備事業により市内5圏域に設置した生活支援コーディネーター・サポーターの地区社協・公民館・地域自治組織等地域へ出向いての積極的なアウトリーチ活動により地域の社会資源・福祉課題の把握や地域の福祉活動の支援を行いました。令和2年度には第1層協議体、令和3年度に匹見圏域に第2層協議体を設置しました。

○サロン活動の支援については、地区社協・公民館の協力により毎年新たなサロンが立ち上がっておりこの4年間で23ヶ所の新規設立支援、22ヶ所の高齢者サロン等交流会助成を行いました。子育てサロンは2ヶ所の新規設立支援を行いました。

○益田市防災訓練において災害ボランティアセンター設置・運営訓練を開催し、住民ボランティアにも参加してもらうことで災害ボランティアに対する意識の高揚を図ることができました。令和元年度には益田青年会議所と災害ネットワーク協定を締結し災害ボランティアセンター運営の充実に繋がりました。

○日常的な見守り活動として民生児童委員による電話訪問事業への協力や、美都・匹見支所における友愛メールや配食サービス等は緊急時の迅速な対応に繋がるものであり今後も継続していきます。

【課題】

○地区社協の事務局体制が十分でないことが課題としてあります。地区圏域における地域福祉活動推進を担う地区社協の活動が期待されますが、取り組みの拡大が難しい状況があります。市社協のみでは地区社協の体制整備・充実は困難であり、行政と連携しての取り組みが望まれます。

○福祉委員の活動について見守り活動等積極的な活動をしている地区もありますが、形骸化している地区も多くあり福祉委員活動の活性化が課題となっています。地区社協と連携し引き続き活動の活性化に取り組みます。

○ふれあい・いきいきサロンは、サロン会員や世話人の高齢化、サロン参加の移動手段がなくなることにより、継続が難しくなるサロンが恒常的に増えています。また、コロナ禍におけるサロン活動の継続も課題となっています。新たな設立の支援と共に活動の継続支援が必要です。

○支え合いマップづくりの特徴である、人が集い密になってマップを作成することが、新型コロナウイルス感染防止の観点から行うことができなくなっています。また、個人情報漏洩の心配からマップ作成に躊躇される風潮があります。実際の支え合いマップを作成するまでのハードルが高いため、体験版の普及を進めることが重要と考えます。

基本目標Ⅲ 多様なサービス提供の仕組みづくり

「あんしん生活支援センター」での生活困窮者や判断能力の不十分な方等への相談受付・支援、福祉施設の機能を活かした各種取組、社会福祉法人の連携の促進等により、相談体制とサービス提供体制の充実・利用者主体のサービスの実現に取り組みました。

【成 果】

- 「あんしん生活支援センター」での相談受付件数は計画期間を通じて増加しており、平成30年度331件が令和3年度1,025件になっています。特に令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少、失業等の相談が増加し、生活福祉資金等貸付は平成30年度38件が令和2年度225件、令和3年度211件となっています。
- 美都支所の美寿苑での「暖暖茶の間」、匹見支所のもみじの里地域交流ホールでの「もみじサロン」等福祉施設機能を活かした各種の取り組みを行いました。
- 益田市社会福祉法人連絡会が組織化されたことで、高齢、障害、保育の枠組みを超えた、顔の見える関係づくりが進みました。会員29法人の53施設・事業所へ様々な悩みや困りごとの初期相談に応じる相談窓口「ふくしなんでも窓口」を設置し、地域の皆さんが気軽にどんなことでも相談できる体制をつくりました。
- 判断能力が不十分な方の権利擁護の推進として日常生活自立支援事業・法人後見事業を実施し利用者も年々増加しています。日常生活自立支援事業は平成30年度からの新規契約件数は50件となり、実利用者数も12名増加しています。また、権利擁護の担い手育成を目的とした市民後見人養成講座の開催や福祉公開講座による市民への啓発活動を行い、市民後見人養成講座は32名が修了、福祉公開講座は延べ461名の参加がありました。経済的な困窮のみならず社会的孤立なども含めた生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援事業による支援を行い、相談件数も増加しており平成30年度42件が令和3年度3316件となっています。
- 「あんしん生活支援センター」で実施している各種貸付や民間アパートの入居支援、フードバンク等を実施している強みを生かして、緊急性のある相談にも、これまで以上に対応ができる体制を構築しました。

【課 題】

- 「あんしん生活支援センター」での相談受付件数が増加しており、相談や貸付等担当職員の充実が課題となっています。
- 福祉施設職員が地域のサロン等に出かけ、知識や専門性を活かした取り組みの充実を図りたいのですが、職員不足が慢性化しており実施が難しい状況があります。
- 益田市社会福祉法人連絡会の活動推進にあたって、法人、施設規模等により、研修会参加や地域公益活動への取り組みが難しい状況があることから、研修及び活動に参加し易い環境づくりに取り組みます。社会福祉法人連絡会の認知度を高める取り組みを進めます。
- 日常生活自立支援事業は利用者の増加と1件当たりの支援時間も増える傾向にあり、更なる生活支援員の増員が必要となっています。

基本目標Ⅳ 暮らしを支える環境づくり

生活困窮者自立支援事業、福祉資金貸付事業等による就労支援、多目的福祉バスの運行等による交通及び買い物手段の確保、出前手話講座・福祉出前講座等でバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進しました。

【成 果】

- 就労支援については、この4年間で生活困窮者自立支援事業における就労決定者21名が一般就労を果たしています。
- 福祉バスを多くの団体に利用してもらうことで、高齢者等の外出や買い物支援を行うことができました。また、利用団体からの市外へも運行して欲しいという要望に応じて、令和元年度から近隣の市町村まで運行範囲を拡大しました。
- 匹見支所での宅配サービス「安心♡お買い物宅配サービス『匹見らくらく便』」は、匹見地域で交通・買い物手段がない高齢者が増加する中、利用者が徐々に増えています。
- 生活輸送に関する住民団体の活動に対し地域福祉活動助成事業による助成や視察研修をサポートし、住民による取り組みを支援しました。
- 益田市聴覚障害者協会、あゆみの里と連携し市内学校で出前手話講座を開催し、4年間で延べ37校の申込がありました。
- 美都・匹見支所において益田市身体障害者福祉協会支部の事務局を担い、活動を支援しました。

【課 題】

- 就労支援について、既存の就労先への就労支援は順調に件数を伸ばしていますが、要支援者の特性に沿った新たな就労先の開拓等の支援が出来ておらず今後の課題となっています。
- 交通手段の確保は民間事業者や法律との関係があり難しい課題です。引き続き、住民の移送に関する活動を助成・相談対応等により支援します。
- 福祉出前講座は、コロナ禍により受講申し込みをしたが取りやめるケースが幾つかありました。感染症対策の徹底や開催の工夫等により、より安心・安全な開催に取り組みます。

〔 重点課題 〕

(1) 地域福祉推進体制の再編

第 3 期計画策定当時の地域自治組織の設立という動きの中で地域課題を解決するために、既にある地区社協、公民館等を含めどの団体が主体となって取り組みを進めるのかを改めてしっかり議論することの必要性から重点課題に設定されました。

社協は地域福祉を推進するため、地区社協、公民館、地域自治組織のそれぞれと連携をとり事業推進をしています。令和 2 年度には生活支援体制整備事業により生活支援コーディネーター・サポーターを配置し地域の様々な団体等と連携しての支え合いづくりを進めていますが、改めて地域自治組織と地区社協・公民館の連携状況について地区へ出向き状況を把握したところ、中山間地域では人口が少ないことから各組織に関わる人が重複しており必然的に連携がなされ、人口密集地では人口が多いゆえに連携があまりなされていないといった地域状況による違いが見えてきました。一方で、同じ中山間地域であっても行政内での担当課の違いから地域内における組織同士の連携が進んでいない地区もあり、地域福祉推進体制の再編には行政担当課同士の連携がこれまで以上に重要になります。

社協の強みは、日頃から地区社協、公民館、民生児童委員等の地域福祉推進組織と連携していることにより地域との信頼関係ができていることです。中でも地区社協は、地区圏域における地域福祉推進の拠点であり、地区社協との連携を通して関係組織・団体との連携を推進してきました。今後も地区社協と連携しての取り組みを継続していくこととしていますが、地区社協の機能強化が課題としてあります。

地域福祉推進体制の在り方を市と社協が、今後も引き続き協議し共通のビジョンを持ち取り組む必要があります。

(2) 交通及び買い物等手段の確保

第 2 期計画に引き続き第 3 期計画に設定した重点課題です。社協としてこの課題への関わり方は、住民主体の地域福祉活動の推進としての住民活動の支援と、社協の独自事業としての取り組みになります。生活輸送に関する住民団体の活動に対して地域福祉活動助成金事業による助成や生活支援コーディネーターによる視察研修のサポート等の支援を行ってきました。社協独自事業として多目的福祉バスを運行しておりますが、高齢者等の外出や買い物支援に多くの団体の利用をいただいています。また、匹見支所での「安心♡お買い物宅配サービス匹見らくらく便」「らくらくサロン」による買い物支援を行っています。これらの取り組みは住民に評価いただいております。今後も継続していきます。

第3章 第4期計画の基本的な考え方

【1】基本理念

「みんなで支えあい、助けあう福祉のまちづくり」

だれもが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、市民一人ひとりが「地域をよくしたい」という気持を持ち、積極的に地域の課題解決に参加することが求められています。

お互いに声をかけ合い、出会い、交流し、ふれあうことで地域に豊かな人間関係が築かれ、さびしさや孤独を感じることなく生活できます。また、地域に支え合い、助けあいの輪が広がれば、いつまでもその人らしい充実した生活が、安全・安心の上に成り立ちます。だれもが個人の多様性を認め合い、だれもが心のふれあいを大切にし、だれもが相手の立場を理解し、だれもが優しい心を実践できたなら、「健やかでやすらぎとふれあいのある益田」が実現します。第4期計画においても、これまでの計画と同様、「みんなで支え合い、助け合う福祉のまちづくり」を基本理念に掲げます。

そして、この基本理念に基づき、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会「地域共生社会」の実現に向け、「助けてよし、助けられてよし、そして共によし」のキャッチフレーズを掲げ、社協の持つ社会福祉の総合力とネットワークを活かし計画を推進します。

＜地域福祉推進のキャッチフレーズ＞

「助けてよし、助けられてよし、そして共によし」

【2】基本目標

計画の基本目標は、基本理念の実現を目指し、社会福祉協議会が市や地域住民、福祉推進組織等と連携して地域福祉を推進していくために、施策展開の基本方向として設定するものです。

■基本目標Ⅰ 支え合えるひとづくり

地域福祉を推進するためには、活動の担い手が広がる仕組みが必要です。地域福祉活動の主役である地域住民が、その担い手として積極的に活動できるよう、人材育成、交流の促進、福祉意識の醸成などの取り組みを推進します。

■基本目標Ⅱ 支え合える地域づくり

地域住民や地区社協、公民館等の地域における各組織等と連携・協働して、地域での支え合い活動を推進し、困りごとを抱えた人を一人も見逃さない、だれもが生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

■基本目標Ⅲ より良い生活のための福祉サービスの充実

生活する上で何らかの課題を抱えている方、失業等により生活が困窮状態のなった方、障がい等により判断能力が不十分な方等様々な生活課題を持つ方々の相談・生活支援を行う各種事業を実施します。

■基本目標Ⅳ 安心して住み続けられる環境づくり

地域防災活動の支援として、災害ボランティアセンターの機能充実、地域の支え合いによる避難体制の構築等を推進します。また、生活輸送に関する住民活動の支援、福祉バスの運行による移動支援を実施します。

■基本目標Ⅴ 包括的な支援体制づくり

複合化・複雑化した世帯の課題解決を図るため、各福祉分野や地域との連携を深め、あんしん生活支援センターにおける多機関協働による対応、地域の支え合いとの連携による包括的な支援を推進します。

【3】重点取組

(1) 学校・地域での福祉教育の推進

支え合える人づくりの基本は人権尊重の意識醸成です。福祉社会を実現するためには、高齢者や障がいのある人もない人も、地域社会の中で偏見や差別を受けることなく、お互いに支え、助けあい、心豊かに安心して日常生活が送れる社会環境をつくることが重要です。そのためには、地域住民一人ひとりの人権尊重の意識醸成を目的とした福祉教育が必要です。

地域福祉推進に福祉教育は大変重要であり、学校・地域において引き続き取り組みます。

(2) 地区圏域での支え合い活動の推進

地域で困りごとを抱えている人が一人も取り残されることなく、地域で支えられ、必要に応じて専門機関に繋がる体制を構築するために、小地域ネットワーク活動を地区圏域という日常生活の基盤となるエリアにおいて地区社協と連携し推進します。

併せて、地区圏域での支え合い活動の充実に関わるものとして、生活支援体制整備事業により第1層・第2層に生活支援コーディネーター・サポーターの配置、協議体を設置し、地域住民・地域づくり関係者と連携するとともに活動を支援します。

(3) 権利擁護の推進による生活の充実

近年の人口減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が増加、顕在化している現状に対して、生活困窮者自立支援事業や日常生活自立支援事業など多くの社協の取り組みを活かして、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる体制作りに取り組みます。

(4) 広報・啓発活動の充実

福祉意識の醸成や地域福祉に関心を持ってもらうこと、また活動を始めてもらえるようにするためには、様々な福祉に関する情報の提供による広報・啓発活動が重要です。一方で情報が得やすい情報提供のあり方も工夫する必要があります。若者から高齢者に至るまで幅広い世代に届けられるようインターネット等の新たな情報発信ツールの活用も検討し、広報・啓発活動の充実に取り組みます。

【4】地域福祉活動計画 体系図

| 基本目標 | 基本施策 | 推進施策 | 取組 |
|--------------------|-----------------|------------------------|------------------------|
| I 市民ボランティア | 1.福祉教育の推進 | ①学校での福祉教育 | 教育機関における福祉教育への支援 |
| | | | 学生ボランティアの活動支援 |
| | | | 福祉人材の育成支援 |
| | | | 福祉出前講座の開催 |
| | | ②地域での福祉教育 | 福祉に対する意識の醸成、理解の促進 |
| | | ③人権意識の啓発 | 福祉出前講座、講演会等の開催 |
| | 2.地域を担う人材の育成と確保 | ボランティア、NPOなどの市民活動の育成支援 | ボランティア活動者・団体の育成 |
| | | | 益田市ボランティア連絡会との連携及び活動支援 |
| ボランティア保険加入等、活動の支援 | | | |
| ボランティアコーディネート機能の充実 | | | |
| II 市民地域 | 1.地域コミュニティの形成 | ①広報・啓発活動の充実 | 様々な媒体を活用した情報発信 |
| | | | ②地域づくり事業の推進 |
| | | 小地域ネットワーク活動の推進 | |
| | | 生活支援体制整備事業の推進 | |
| | | 居場所づくり等の支援 | |
| | | 支え合いマップづくりの普及・推進 | |
| | | ③地域団体の支援、協働の促進 | 地域福祉活動への支援 |
| | 各種助成金申請支援 | | |
| | 共同募金委員会との連携 | | |
| | 2.事業者の福祉活動推進 | ①企業等の福祉活動の推進 | 企業等の福祉活動への協力・支援 |
| ②社会福祉法人の公益的取組の推進 | | | 社会福祉法人の連携による地域公益活動の推進 |

| 基本目標 | 基本施策 | 推進施策 | 取組 |
|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| Ⅲ よの良き生活のための福祉サービスの充実 | 1.子育て支援の充実 | 地域における子育て支援の充実 | 子育てサロンへの支援 |
| | 2.障がいのある人が安心して暮らせる社会の実現 | ①バリアフリー社会の実現 | 障がいへの理解の促進 |
| | | ②地域生活の支援体制の充実 | 日常生活自立支援事業 |
| | | | 法人後見事業 |
| | ③自立と社会参加の促進 | あんしん生活支援センターの周知・利用促進 | |
| | 3.高齢者が安心して暮らせる社会の実現 | 高齢者が安心して生活できる環境づくり | 生活支援体制整備事業の推進 |
| | 4.健康づくりと介護予防の推進 | 介護予防及び心の健康づくり | ふれあい・いきいきサロンの支援 |
| | | | 老人母子講座の開催 |
| | | | ユニバーサルスポーツの推進 |
| | 5.生活に困窮している人への生活支援の充実 | ①生活に困窮している人の早期発見 | あんしん生活支援センターによる地域で出た相談の拾い上げ |
| | | | 生活困窮者自立支援事業 |
| | | ②生活に困窮している人の自立に向けた支援の推進 | 福祉資金貸付事業 |
| | | | 入居債務保証支援事業 |
| | ③生活に困窮している人への支援を通じた地域づくり | フードバンク事業 | |
| | 6.自死に追い込まれることのない社会の実現 | ①地域におけるネットワークの強化 | 小地域ネットワーク活動の推進 |
| | | ②あんしん生活支援センターを通じた支援 | あんしん生活支援センター事業による自死防止 |
| | 7.成年後見の取り組みの充実 | ①法人後見の充実 | 法人後見事業・日常生活自立支援事業 |
| ②市民後見人の養成、啓発 | | 市民後見推進事業 | |

| 基本目標 | 基本施策 | 推進施策 | 取組 |
|-------------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| IV 安心して住み続けられる環境づくり | 1.安全・安心の防災・防犯の体制づくり | 地域防災活動の支援 | 災害ボランティアの推進と育成 |
| | | | 災害ボランティアセンターの機能強化 |
| | 2.移動手段の確保 | 外出支援の推進 | 外出支援 |
| | 3.再犯防止施策の充実 | 保護観察者の就労支援 | あんしん生活支援センター事業の活用 |
| V 分野を横断した包括的な支援体制づくり | 1.相談を包括的に受け止める仕組みづくり | ①あらゆる相談を断らず受け止める相談窓口 | あんしん生活支援センターの運営 |
| | | ②地域のネットワーク | 小地域ネットワーク活動の推進 |
| | | ③身近な地域で相談できるしくみづくり | 社会福祉法人の連携・協働 |

第4章 事業の実践計画

【基本目標 Ⅰ】 支え合えるひとづくり

支え合える人づくりの基本は人権尊重の意識醸成です。福祉社会を実現するためには、福祉制度や各種の福祉サービス、あるいは福祉施設が整備されるだけでなく、高齢者や障がいのある人もない人も、地域社会の中で偏見や差別を受けることなく、お互いに支え、助けあい、心豊かに安心して日常生活が送れる社会環境をつくることが重要です。そのためには、地域住民一人ひとりの人権尊重の意識醸成を目的とした福祉教育が必要です。

支え合える人づくりにおけるもう一つの目的として福祉活動の担い手づくりがあります。地域では高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。

暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められていますが、その実現に向けた取り組みを進める担い手が不足しています。福祉教育で学習し知ることが、地域の福祉課題の気づきを促し、それが住民の自主的・主体的な活動、地域福祉の担い手づくりに繋がっていきます。

地域福祉推進に福祉教育は大変重要であり、学校・地域において引き続き取り組みます。

現状と課題

- ・ 地域福祉活動の担い手不足が一層深刻となっています。活動に関わる人の固定化や高齢化、新たな担い手が見つからないことで、特定の活動者への負担が増大し、活動を続けることが難しくなっています。
- ・ 地域福祉への理解不足や現状が把握出来ていないことによる危機感の欠如や我が事と捉えられないことにより、地域福祉に対する取り組みが受動的です。
- ・ 将来の地域の担い手である子どもたちが、幼少期から健全な福祉観を養い、他人への優しさ、思いやりの心を育むことは地域福祉の基礎であり、学校での福祉教育を継続的かつ長期的な視点に立って進める必要があります。
- ・ 地域ぐるみで支え合いを担う人材の育成と、その安定的な確保・定着が、これまで以上に求められています。

【地域福祉活動計画で行うこと】

基本施策:1. 福祉教育の推進

推進施策：① 学校での福祉教育

| | |
|------|--|
| 取組① | 教育機関における福祉教育への支援 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の各学校において福祉教育の実施ができるよう、教育・支援を行います。また、福祉教育指定校への助成金制度、福祉出前講座や出前手話講座への講師派遣、疑似体験器具等の貸し出しなど、学校での福祉教育を総合的に支援します。 |
| 取組② | 学生ボランティアの活動支援 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・高校生ボランティアグループ「ファイブハーツ」等の活動支援を行います。また、「サマーボランティアスクール」等、中高生がボランティアについて学び、活動することのできる機会を提供します。 |
| 取組③ | 福祉人材の育成支援 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・実習生の受入や講師派遣を行い、福祉人材の育成を支援します。 ・福祉施設及び事業所における児童、生徒の体験学習や訪問交流の受入により福祉教育を支援します。 ・社会教育との連携による福祉人材の育成を推進します。 |
| 取組④ | 福祉出前講座の開催 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす体験、高齢者疑似体験、手話体験等の「福祉出前講座」を実施し、地域福祉の意識の醸成を図ります。さらに、教育機関、福祉施設、当事者団体等の協働による、新たな講座メニューの開発を行います。 |

推進施策：② 地域での福祉教育

| | |
|------|---|
| 取組① | 福祉に対する意識の醸成、理解の促進 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・益田市社会福祉大会や各種講演会・研修会、また地域で福祉出前講座・福祉公開講座等の開催により、子どもから高齢者まで幅広い年代の方々に福祉やボランティア・市民活動に関心を持ってもらう機会を提供することで、市民一人ひとりの福祉に対する意識の醸成を促進します。 |

推進施策：③ 人権意識の啓発

| | |
|------|---|
| 取組① | 福祉出前講座、講演会等の開催 |
| 取組内容 | ・「福祉出前講座」や「あいサポート運動」の推進により、福祉意識の向上を図るとともに、人権意識の啓発も図ります。益田市社会福祉大会、各種福祉講演会、ボランティア講演会等への幅広い市民の参加を呼びかけます。 |

基本施策：2. 地域を担う人材の育成と確保

推進施策：ボランティア、NPOなどの市民活動の育成支援

| | |
|------|--|
| 取組① | ボランティア活動者・団体の育成 |
| 取組内容 | ・様々なニーズに応じて、地域で主体となり活動できるボランティアの育成を目的とした各種講座を開催し、講座参加者が具体的なボランティア活動につながるよう支援します。 |
| 取組② | 益田市ボランティア連絡会との連携及び活動支援 |
| 取組内容 | ・益田市ボランティアセンター登録団体及び個人と益田市ボランティア連絡会がつながることで、活動の幅を広げ、それぞれの活動内容がさらに充実するような働きかけを行い、ボランティアが活動しやすい環境づくりに努めます。 |
| 取組③ | ボランティア保険加入等、活動の支援 |
| 取組内容 | ・ボランティア活動保険の加入や、活動の場の確保及び利用促進など、ボランティア活動に携わる個人やグループへの支援を行います。 |
| 取組④ | ボランティアコーディネート機能の充実 |
| 取組内容 | ・地域団体や施設から依頼のあったボランティア募集情報を発信し、登録ボランティア以外にも興味・関心のある方の参加を促していきます。 ・若い世代の活動者を増やすため、学校のボランティア担当の先生や高校生ボランティアグループ「ファイブハーツ」等にボランティア募集情報を発信し、連携強化を図ります。 |

【基本目標 Ⅱ】 支え合える地域づくり

地域においては、少子高齢化が進み、活動の担い手が少なくなり継続が難しくなっている活動も増えている昨今、地域全体で課題を共有し、住民や自治会、社会福祉法人をはじめとする各種団体、企業・事業所が連携して住みよい地域をつくる仕組みが必要です。

その仕組みを作るためには、仕組みづくりの中心となる組織が欠かせません。益田市には、地域のためにあらゆる活動に取り組まれている公民館・地区社協（美都・匹見除く）・地域自治組織が各地区にはあります。また、最も身近なところに、自治会という地域づくりにおいては欠かせない組織も地域にあります。この地域と地域福祉に欠かせない各組織を中心に連携した地域づくりが、益田市のより良い未来を作ることになります。そして、未来を作る上で何より大切なことは、住民の支え合う力になります。

支え合う地域づくりを目的とした生活支援体制整備事業を益田市より委託を受け、令和2年度から実施しています。生活支援コーディネーター・生活支援サポーターが担当圏域内の各地区の公民館、地区社協、地域自治組織等へ出向き地域資源・課題の把握とともに、第1層・第2層協議体を設置し地域住民・地域づくり関係者と話し合いを重ねて地域での支え合いづくりを推進しています。地域の主体的な取り組みを促すことが目的であるため、地域の状況・活動のペースに合わせて決して焦らずに進めることにしています。

また、住みよい地域をつくる仕組みとして、困りごとを抱えている人が一人も孤立することなく、地域で支えられ、必要に応じて専門機関へ繋ぐ小地域ネットワーク活動を、地区圏域という地域住民の地域での生活を形作るエリアにおいて地区社協と連携し推進します。

現状と課題

- 地区社協の事務局体制が十分でないことが課題としてあります。地区圏域における地域福祉活動推進を担う地区社協の活動が期待されますが、取り組みの拡大が難しい状況があります。
- 福祉委員の活動について見守り活動等積極的な活動をしている地区もありますが、形骸化している地区も多くあり福祉委員活動の活性化が課題となっています。
- 人口の減少、高齢化の進行などによって、人間関係の希薄化やコミュニティ機能の低下に加え、福祉、介護ニーズが増大するとともに、バス路線の廃止・縮小、商店の廃業や診療所の閉鎖などにより、これまで地域の生活を支えてきた基礎的な生活サービスの利用が困難な状況になっています。
- 年齢や障がいの有無にかかわらず、地域における全ての人が安心して快適に生活を営めるような社会にするためには、行政だけでなく各種団体、ボランティア、企業などがコミュニティ組織と連携・協働して、地域ぐるみで住民同士が支え合う仕組みを作ることがますます重要になります。

【地域福祉活動計画で行うこと】

基本施策:1. 地域コミュニティの形成

推進施策：① 広報・啓発活動の充実

| | |
|------|---|
| 取組① | 様々な媒体を活用した情報発信 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や団体、企業等が地域福祉に関心を持ち、活動に参加するきっかけとなるよう、紙媒体やインターネット等を活用し、若者や高齢者に至るまで、幅広い世代に届けられるよう新たな情報発信ツールの活用も検討しながら、各地域の活動内容や総合的な福祉情報等の発信を行います。 |

推進施策：② 地域づくり事業の推進

| | |
|------|--|
| 取組① | 地区社協等との連携及び活動支援 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協と連携し地区圏域における住民主体の地域福祉活動を推進します。 ・地区社協が、より充実した活動が出来るように、助成金等により活動を支援します。 |
| 取組② | 小地域ネットワーク活動の推進 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守り体制を構築するため、地区社協との連携、福祉委員活動の活性化等により小地域ネットワーク活動の充実を図ります。 ・地域の状況に合わせて、自治会等の身近な圏域での支え合い活動推進体制の構築を検討します。 |
| 取組③ | 生活支援体制整備事業の推進（市受託事業） |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1層、第2層圏域に設置している協議体、及び生活支援コーディネーター・サポーターにより多様な主体と連携し、支え合いのある地域づくりを推進します。 |
| 取組④ | 居場所づくり等の支援 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や子育てのための新規サロン設立や、地域福祉のための組織・団体の設立を支援します。 ・地域のための居場所づくりやその活動を支援します。 |
| 取組⑤ | 支え合いマップづくりの普及・推進 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・支え合いマップづくりは、住民が地域のことを考える上でとても有効な手法であり、住民同士のコミュニケーションツールとしても効果的です。一方で、個人情報やプライバシーに配慮しなければならない難しさがあることから、架空の町をモデルとした「支え合いマップづくり体験 |

| | |
|--|---|
| | 版」を通じた普及・推進に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> • 支え合いマップづくりを行った自治会等に対するマップづくり後の支援を行います。 |
|--|---|

推進施策：③ 地域団体の支援、協働の促進

| | |
|------|--|
| 取組① | 地域福祉活動への支援 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> • 地域での福祉活動・ボランティア活動の助成金などの情報提供に努めます。また、地域福祉の一層の増進を図ることを目的に、市内で行われる先駆的・モデル的な地域福祉活動に対し、助成事業等を通じて支援します。 |
| 取組② | 各種助成金申請支援 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> • 助成金申請にあたり必要に応じて推薦書作成等の支援を行います。 |
| 取組③ | 共同募金委員会との連携 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> • 益田市共同募金委員会が策定する共同募金推進計画と連携して、ボランティア・NPO・福祉団体等が行う地域福祉活動を支援します。 |

基本施策：2. 事業者の福祉活動推進

推進施策：① 企業等の福祉活動の推進

| | |
|------|---|
| 取組① | 企業等の福祉活動への協力・支援 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> • 社会貢献活動に関心のある企業や、活動を検討中の企業に対して、情報提供・相談等により活動の協力・支援を行います。 |

推進施策：② 社会福祉法人の公益的取組の推進

| | |
|------|---|
| 取組① | 社会福祉法人の連携による地域公益活動の推進 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> • 「益田市社会福祉法人連絡会」を基盤として、社会福祉法人同士が連携し、地域の福祉課題・生活課題に対応する公益的な活動を、地域の実情に応じて実施していくことができるような支援に取り組みます。 |